

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項																															
府民文化部 都市魅力創造局	<p>行政財産使用料について、誤った建物の価格で算出し、使用者からの使用料を過大に徴収していた。</p> <table border="1" data-bbox="507 531 1700 1098"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">許可数量</th> <th rowspan="2">目的</th> <th colspan="3">年間使用料</th> <th rowspan="2">使用期間</th> </tr> <tr> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>超過額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>857.30 ㎡</td> <td>事務室</td> <td>19,259,900 円</td> <td>19,251,100 円</td> <td>8,800 円</td> <td>令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>11.87 ㎡</td> <td>事務室</td> <td>533,390 円</td> <td>533,170 円</td> <td>220 円</td> <td>令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>857.30 ㎡</td> <td>事務室</td> <td>20,341,640 円</td> <td>20,333,170 円</td> <td>8,470 円</td> <td>令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで</td> </tr> </tbody> </table>						種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間	誤 (既収納額)	正	超過額	建物	857.30 ㎡	事務室	19,259,900 円	19,251,100 円	8,800 円	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで	建物	11.87 ㎡	事務室	533,390 円	533,170 円	220 円	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで	建物	857.30 ㎡	事務室	20,341,640 円	20,333,170 円	8,470 円	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> (使用料) 第26条 行政財産使用料条例（昭和39年大阪府条例第6号。以下「使用料条例」という。）第3条に規定する知事が定める使用料の額の基準は、使用期間一年につき、次の各号に定める算式により計算した額とする。 2 建物 当該建物の価額×（6／100）＋当該建物の建面積部分の土地の価額×（3／100）×（当該建物のうち使用させる部分の面積／当該建物の延べ面積）</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間																																
			誤 (既収納額)	正	超過額																																	
建物	857.30 ㎡	事務室	19,259,900 円	19,251,100 円	8,800 円	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで																																
建物	11.87 ㎡	事務室	533,390 円	533,170 円	220 円	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで																																
建物	857.30 ㎡	事務室	20,341,640 円	20,333,170 円	8,470 円	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで																																
<b>措置の内容</b>																																						
<p>令和5年度分の使用料について、令和6年度に使用者に対して超過分の返金を行った（検出事項の表1行目）。令和6年度に解散した団体については、令和7年度に代表清算人からの委任状に基づく受領者に対して超過分の返金を行った（検出事項の表2行目）。</p> <p>なお、令和6年度分の使用料については、監査委員事務局から指摘のあった時点では20,333,170円で算出していたが、大阪府公有財産規則第27条に基づき定められている行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準 第4「逦増・逦減措置」により、年間使用料を是正するに当たり改めて算出した結果、20,213,600円が正当であったことから、当該年度中に是正した金額で徴収済みである（検出事項の表3行目）。</p> <p>検出事項について、原因は担当者の認識不足及び指定管理者より提出のあった資料が誤っていたことが要因である。再発防止に向けて、大阪府公有財産規則の内容を理解するとともに、指定管理者から提出された書類の内容に誤りがないか確認するため、提出期限を時間的な余裕を持って設定し、従前の使用料算定表のフォーマットを分かりやすく改善するなど、チェック体制の強化を図った。今後は、大阪府公有財産規則及びその運用に基づき、適正な事務処理を行う。</p>																																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月6日から同月19日まで）